

特定技能1号の対象分野及び業務区分一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	雇用形態
		受入れ見込数 (5年間の上限)	技能試験	日本語試験	従事する業務	
厚労省	介護	135,000人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 [1業務区分]	直接
	ビルクリーニング	37,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験		・建築物内部の清掃 [1業務区分]	直接
経産省	工業製品製造業	173,300人	製造分野特定技能1号評価試験		・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理 ・紙器・段ボール箱製造 ・コンクリート製品製造 ・RPF製造 ・陶磁器製品製造 ・印刷・製本 ・紡織製品製造 ・縫製 [10業務区分]	直接
国交省	建設	80,000人	建設分野特定技能1号評価試験等		・土木 ・建築 ・ライフライン・設備 [3業務区分]	直接
	造船・船用工業	36,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・造船 ・船用機械 ・船用電気電子機器 [3業務区分]	直接
	自動車整備	10,000人	自動車整備分野特定技能1号評価試験等		・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 [1業務区分]	直接
	航空	4,400人	航空分野特定技能1号評価試験		・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等) [2業務区分]	直接
	宿泊	23,000人	宿泊分野特定技能1号評価試験		・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1業務区分]	直接
	自動車運送業※	24,500人	自動車運送業分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) ※「従事する業務」のうち、青字については日本語能力試験(N3以上)	・トラック運転者 ・タクシー運転者 ・バス運転者 [3業務区分]	直接
	鉄道	3,800人	鉄道分野特定技能1号評価試験等		・軌道整備 ・電気設備整備 ・車両整備 ・車両製造 ・運輸係員(駅係員、車掌、運転士) [5業務区分]	直接
農水省	農業	78,000人	1号農業技能測定試験		・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) [2業務区分]	直接 派遣
	漁業	17,000人	1号漁業技能測定試験		・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等) [2業務区分]	直接 派遣
	飲食料品製造業	139,000人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生の確保) [1業務区分]	直接
	外食業	53,000人	外食業特定技能1号技能測定試験		・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) [1業務区分]	直接
	林業	1,000人	林業技能測定試験		・林業(育林、素材生産等) [1業務区分]	直接
	木材産業	5,000人	木材産業特定技能1号測定試験		・製材業、合板製造業等に係る木材の加工等 [1業務区分]	直接

※自動車運送業分野については、分野所管省庁の定める告示が施行等されてから受入れ開始となる予定。